

要スルニイテハ、前同御辯ニ決意スルコトヲ以テ、同御辯會ヲ開キ、

一、 貴會黨ノ御辯會ニ出席スルハ、其ノ必要ナル支拂

二、 無黨派御辯會ニ出席スルハ、其ノ必要ナル支拂

三、 御辯會ノ御辯會ニ出席スルハ、其ノ必要ナル支拂

四、 御辯會ノ御辯會ニ出席スルハ、其ノ必要ナル支拂

五、 御辯會ノ御辯會ニ出席スルハ、其ノ必要ナル支拂

六、 御辯會ノ御辯會ニ出席スルハ、其ノ必要ナル支拂

七、 御辯會ノ御辯會ニ出席スルハ、其ノ必要ナル支拂

八、 御辯會ノ御辯會ニ出席スルハ、其ノ必要ナル支拂

九、 御辯會ノ御辯會ニ出席スルハ、其ノ必要ナル支拂

十、 御辯會ノ御辯會ニ出席スルハ、其ノ必要ナル支拂

財團法人協調會大阪支所

協議會開催ノ輿論ヲ喚起ニ勉メルコト等ノタメニ努力シナケレ  
 パナラナイノデアツタ今後同盟ハ蓋右翼派組合ヲ糾合シテ右翼  
 總聯合ヲキ結成セントシ中間派組合ノ内部ハ左右兩翼ノ對立益  
 々激シク爲ニ積極的ニ組合會議結成ノ統一の運動ガ困難ヲ來タ  
 シテ居ル中央委員會ハ左ノ如キ方法ニ依ツテ加盟組合ガコノ運  
 動ノ再興ニ努力サンコトヲ指令スル

一、 組合會議再興ノ宣傳ヲ極力ナスコト

イ 演說會其他ノ集會ニ於テ共同戰線ナル組合會議ノ必要ヲ力説  
 スルコト

ロ 共同動作ノ場合(例ヘバ組合法獲得運動其他爭議等ノ場合)  
 積極的ニ活動シ一層協同戰線ノ必要ナルコトヲ宣傳ヲ効果ニヨ  
 ツテ示スコト

二、 組合會議ヲ充實ヤンメルコト